

八洲学園大学 特修生規程

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）の特修生については、本学学則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 特修生を志願する者に対しては、本学の授業を理解できるかどうかを判定するため、作文を課すものとする。

第3条 本学教授会は、前条の作文と本学学則第18条の書類を審査し、入学者を決定する。

第4条 特修生は、本学正科生としての入学資格を取得しようとする者と入学資格の取得を目的としないで入学する者に分ける。

第5条 本学正科生としての入学資格を取得しようとする特修生は、在学中に次に掲げる授業科目から8科目16単位以上を、それぞれ修得しなければならない。

授 業 科 目 名	単 位 数
初年次セミナー	1
レポートの書き方入門Ⅰ	1
レポートの書き方入門Ⅱ	2
生涯学習論1（生涯における学習設計）	2※
生涯学習論1（生涯学習の基本）	2※
図書館概論	2
テクノロジーの発達とヒューマニティ	2
資源環境と人間	2
省エネルギー概論	2
生きる力のもとの探求	2
仏教教育論	2
人間論	2
家族と法	2
情報アクセシビリティとバリアフリーデザイン	2
万葉と日本人のこころ	2
ビジネス・スキル「折れない心とポジティブ・シンキング」	2
プレゼンテーション	2
心理学概論	2

※いずれか1科目2単位のみ修得可。

第6条 本学正科生としての入学資格取得を目的としない特修生は、本学が開設するどの

授業科目でも受講できるが、単位は取得できないものとする。ただし、本人からの要求があった場合には、別表の受講証明書を発行するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月26日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。